

公益財団法人 ソロプチミスト日本財団 定款 改正箇所

＊12ページ、第6章 役員 **第30条** が以下の通り変更されました

第6章 役 員

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、この定款の第40条に定める維持会員でない**理事及び監事**に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める

付 則 (平成28年11月9日)

1 定款第30条第1項の変更については、平成28年11月9日から施行する。

付 則 (令和7年3月17日)

1 定款第30条第1項の変更については、令和7年3月17日から施行する。